

(平成21年8月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

## 佐賀国民年金 事案 427

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から同年11月まで

昭和62年7月に会社を退職した時、親から「国民年金は義務だから必ず納付しなさい。」と言われ、62年7月ごろ市役所で国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料は少しかりの退職金を自動車学校の費用等とやりくりして納付したと記憶しており、保険料は姉が勤務していた金融機関等の窓口で納付していた。

その後も就職、退職を繰り返したが、当時の経験を基に厚生年金保険から国民年金への切替は必ず手続してきた。

国民年金については空白期間が生じないように手続し、国民年金保険料を納付してきたのに、社会保険庁の記録では、申立期間が未加入期間とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年7月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同番号前後の被保険者の加入年月日から平成5年10月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点で申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市及び社会保険庁の記録において、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、A市において、申立期間の国民年金保険料納付書の作成は行われず、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金への加入手続及び年金手

帳を受領した記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 428

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から45年7月まで  
近所の知人二人から「国民年金は、30歳までに加入したほうがよい。」と勧められ30歳前の昭和39年ごろ市役所で国民年金の加入手続をした。申立期間当時、国民年金保険料は地区で集金が行われており、地区の役員に月額300円を3か月ごとに納付して領収書等をもっていた。  
申立期間の国民年金が未加入期間とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年7月1日にA市B区で払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認できるところ、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となり、申立期間はさかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、保険料の納付ができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は知人二人に30歳までに国民年金に加入することを勧められたと主張しているが、知人二人は35歳以降に国民年金に加入したと供述している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間に係る国民年金の加入及び保険料を納付していたことを裏付ける関係者の供述も得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 429

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から45年3月まで

私が20歳の時に母親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も、母親が自分たちの保険料と一緒に地区の区長を通じて納めていたと思うので、社会保険庁の記録では、申立期間について国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年5月に払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対してこれ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとされる申立人の母親は既に死亡しており、申立期間についての申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 421

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 3 日から 48 年 2 月 1 日まで

昭和 45 年 3 月から 48 年 1 月 31 日まで A 社に事務員として勤務し、その間に A 社の関連会社である B 社の業務も行っていた。

しかし、社会保険事務所に照会したところ、45 年 8 月 3 日から 48 年 2 月 1 日まで厚生年金保険加入記録が無く、A 社での厚生年金保険加入が 5 か月であった旨の回答を受け取った。申立期間中に勤務形態が変更になった記憶も無く、A 社での雇用保険記録が 48 年 1 月 31 日まであり、勤務していたことに間違いはない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社での雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から、申立期間に申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「A 社では最初に C 市にあった事業所に上司と二人だけで勤務し、その後、C 市にあった事業所から D 支店に異動した。」と供述しているが、C 市にあった事業所で一緒に勤務した上司の名前を記憶しておらず、C 市の事業所から D 支店に異動した時期の記憶も曖昧である。

また、A 社は既に廃業しているため、当時の人事記録、賃金台帳等はなく、かつ、申立人も給与明細書等を所持しておらず、申立人が記憶する上司及び同僚 3 人は、「申立人の厚生年金保険料についてはわからない。」と供述していることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 45 年 3 月 4 日資格取得、同年 8 月 3 日資格

喪失が確認でき、同日以後に同社に係る厚生年金保険における申立人の記録は無く、整理番号の欠番も無いことが確認できる。

加えて、申立人は「申立期間中にA社に勤務しながら、同社の関連会社であるB社の仕事を行っていた。」と供述しているが、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の加入記録は無く、申立期間に係る整理番号の欠番は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。